

大崎市国土利用計画

(第一次)

平成21年3月

大 崎 市

大崎市国土利用計画

目 次

前 文	1
1 市土の利用に関する基本構想	2
(1) 大崎市の概況	2
(2) 土地利用の課題	4
(3) 土地利用の基本方針	5
(4) 利用区分別土地利用の基本方向	7
2 市土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標及び地域別の概要	9
(1) 市土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標	9
(2) 地域別の概要	10
3 2に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要	14
(1) 公共の福祉の優先	14
(2) 国土利用計画法等の適切な運用	14
(3) 地域整備施策の推進	14
(4) 市土の保全と安全性の確保	14
(5) 環境の保全と美しい市土の形成	14
(6) 土地利用の転換の適正化と土地の有効利用の促進	15
(7) 多様な主体の市土管理への参加	17
(8) 市土に関する調査の推進と成果の普及啓発	17
(9) 指標の活用	17

前 文

この計画は、国土利用計画法第 8 条の規定に基づき、大崎市の区域における国土（以下「市土」という。）の利用に関して必要な事項を定め、市土の総合的かつ計画的な利用を図る上での指針となるものであり、同法第 8 条第 2 項の規定により、宮城県国土利用計画（第四次）を基本とし、大崎市総合計画（基本構想）に即して策定したものです。

なお、この計画は、今後の国土利用をめぐる社会経済情勢の大きな変化等を踏まえ、必要に応じて点検、見直しを行うものとします。

1 市土の利用に関する基本構想

(1) 大崎市の概況

自然的特性

大崎市は、宮城県の北西部に位置し、東は遠田郡・登米市、西は加美郡・山形県・秋田県、南は黒川郡・宮城郡、北は栗原市に接しており、総面積は 796.76 km²で県土の 10.9% を占め、県内第 2 位の市域を有しています。人口は、平成 17 年の国勢調査では 138,491 人であり、県内第 3 位の人口が居住する県北西部の拠点都市です。

本市の地形は、東西方向におよそ 80km という細長い地形的な特徴があります。西部には恵みの森 奥羽山脈の山々がそびえ、荒雄岳を源とする江合川と船形連峰を源とする鳴瀬川の 2 つの大きな河川が市域を貫流し、その支流に沿って県内有数の肥沃で広大な大崎耕土が広がり、本市が発祥の地である銘柄米「ササニシキ、ひとめぼれ」の主産地となっています。大崎耕土の背景をなす北部と南部には、里山の情景を醸し出す丘陵地が広がり、自然と人の営みが共生する魅力的な空間を形成しています。また、貴重なブナ等の原生林が植生する鳴子温泉地域の栗駒国定公園、国の天然記念物であるマガンが飛来する田尻地域の^{かぶくりぬま}蕪栗沼及び周辺水田やヒシクイが越冬する古川地域の^{けしよぬま}化女沼という 2 つのラムサール条約湿地、絶滅危惧種 類に指定されているシナイモツゴが生息する鹿島台地域のため池、国内にある 11 種類の泉質のうち 9 種類の泉質を有し豊富な湯量を湛える鳴子温泉、サクラ、ナノハナ、アヤメ、ヒマワリ、コスモスといった季節ごとに地域を彩る花々等、魅力的な自然資源を抱え、本市の豊かな自然環境に特色を与えています。

気象は、最高気温は 30 を超え、最低気温は -10 を下回る寒暖の差が大きい内陸型の気候であり、特に西部の山間地域は特別豪雪地帯に指定され積雪も多く、ウインタースポーツを楽しむことができます。

このように、本市は、四季折々の変化に富んだ自然の下、実り多きさまざまな食材が堪能でき、特色ある豊かな自然と身近に触れることができる自然の宝に恵まれた地域です。

歴史的・文化的特性

本市に人類がはじめて文化の足跡を残したのは、数万年前の後期石器時代と推定されています。その後の縄文時代以降の歴史の証を刻む遺跡や古墳が随所に見られ、古代には^{みよとう}名生館官衙遺跡や^{にひたのさく}新田柵跡推定地等、中央政府の拠点となった役所や城柵が造営されました。室町時代になると、足利一族で奥州探題の大崎氏が広く市域を治め、奥州全域に影響力を持つようになりました。その後、伊達氏が勢力を増し、天正 19 年（1591 年）には伊達政宗が米沢から岩出山に居城を移しました。伊達政宗は、岩出山から慶長 6 年（1601 年）に居城を仙台に移しましたが、本地域には、岩出山伊達家や松山茂庭家等の伊達家一門や重臣が配置され、町や街道の整備、新田開発等、農業を基幹産業とする本市の礎が築かれました。

このような歴史的背景の下で、明治・昭和の市町村合併を経ながら、平成 18 年 3 月 31

日に古川市，松山町，三本木町，鹿島台町，岩出山町，鳴子町，田尻町の1市6町が合併し，産業，文化，経済の各分野において地域個性の豊かなまち「大崎市」が誕生しました。

また，それぞれの地域の自然が織りなす風土や風習を背景とした先人の営みが，特徴ある地域の文化や伝統として引き継がれ，本市の底流として息づいています。いにしえからの営みを彷彿させる国指定文化財の遮光器土偶や名生館官衙遺跡，奥羽山脈から湧き出る清らかな水や本石米と称された米によって育まれた米と酒の文化，先人が築き上げてきた品井沼の干拓精神，元禄4年（1691年）に開設された学問所の姿を現代に伝える国の史跡名勝である旧有備館及び庭園等の史跡，鳴子こけしや鳴子漆器，岩出山地域のしの竹細工といった伝統工芸等，未来の子どもたちに誇りを持って引き継いでいくべき歴史や文化が豊かな地域です。

社会的・経済的特性

本市の産業は，大崎耕土を基盤とした稲作中心の農業を基幹産業として発展してきました。近年は，大区画ほ場整備や利水施設の整備等が進み，主要作物の水稲に加え，全国有数の作付面積を誇る大豆，地域特性に応じた園芸作物や畜産等，消費者の需要動向に対応した土地利用型農業が進められています。一方，鳴子温泉地域において山間高冷地に適した品種「ゆきむすび」の栽培に消費者と一体で取り組む鳴子の米プロジェクト，ラムサール条約に登録された田尻地域の蕪栗沼周辺水田で行われている「ふゆみずたんぼ米」やシナイモツゴが生息する鹿島台地域のため池の水を利用した「シナイモツゴ郷の米」の栽培といった自然共生型農業が展開され，農産物の高付加価値化への取り組みが進められています。また，グリーン・ツーリズムやエコツーリズムを通じた都市と農村の交流等，山間部から平野部までの変化に富んだ地域特性を活かした多様な農業が営まれています。さらに，鳴子温泉や鳴子峡等の自然資源に加え，観光・レクリエーション施設，まつりやイベント，食や伝統工芸品等，豊富な観光資源を活用した観光業が展開されています。

また，本市は，県都仙台市の北方およそ40kmに位置しており，南北に東北新幹線，東北本線，東北縦貫自動車道，国道4号が縦断し，東西に陸羽東線，国道47号，国道108号等が横断する恵まれた交通体系を有しています。特に，人口の半数を抱える古川地域の中心市街地は，東北新幹線古川駅，東北縦貫自動車道古川IC，縦横に走る国・県道や鉄道等の優れた交通・流通体系を背景とし，国・県の地方機関，県古川農業試験場や県畜産試験場等の試験研究施設，小・中学校，中高一貫教育校を含む高等学校や短期大学，高次救急医療機能を持つ大崎市民病院や民間医療機関，民間事業所等が集積しており，大崎圏域を牽引する商工業，行政，都市サービスの拠点となっています。中心市街地から放射状に延びる国・県道等により結ばれている各地域には，駅や商店街を中心として市街地が形成され，地域における市民生活や経済活動，地域コミュニティの拠点となっています。

(2) 土地利用の課題

人口減少社会の到来，少子高齢化，国際化・グローバル化，高度情報化社会の進展，産業構造の変化，地球温暖化等に伴う環境問題の深刻化，さらには，市民の価値観やライフスタイルの多様化等，本市を取り巻く社会経済情勢は急激に変化しています。

このような状況の中で，本市において特に対応が必要となる土地利用上の課題として，次の事項に留意する必要があります。

国際化・グローバル化による国際競争や国内における産地間競争の激化等，農林業を取り巻く環境は依然として厳しい状況にあり，農林業の就業人口の減少や後継者不足等による農用地や森林の管理水準の低下や都市的土地利用への転換が進行しています。

また，食の安全や地球規模での環境問題への国民的な関心が高まる中で，食料の安定供給や食料自給率の向上に加え，市土保全機能や二酸化炭素の吸収機能等，森林や農用地が有する多面的機能が十分に発揮されるよう，維持・保全に向けた取り組みが必要となっています。一方で，本市が県北の中核都市としての役割を担っていくためには，都市的土地利用の需要動向に応じた利用転換が必要となることから，自然的土地利用の転換を抑制しつつ，限られた市土の有効利用，自然と都市との調和と共生の視点が必要となっています。

人口減少社会の到来や少子高齢化の進展に伴い，これまでの開発を基調とした量的な拡大から質的向上に土地利用の方向性が転換する中で，定住人口 140,000 人を目指す本市においては，多くの人々に居住地として選択され，安心して快適に暮らすことができる活力あるまちづくりを進めていく必要があります。そのためには，既存の都市機能を活かしながら，市街地に都市機能を集積し，無秩序な都市の拡散を抑制したコンパクトな都市構造への移行を進めるとともに，土地利用の高度化や質的向上により，利便性の高い魅力的な拠点整備が求められています。

本市の経済情勢は，大崎圏域の中核都市として圏域をリードしているものの，全体的に停滞傾向にあります。特に，市街地では空洞化が進み，低未利用地や遊休地，空き店舗が増加する等，土地利用効率の低下が懸念されています。このことから，産業振興等を通じた市土の有効利用の推進や秩序ある市街地の形成が課題となっています。

また，本県において進められている自動車関連産業の集積を契機として，企業誘致の推進と工業用地の確保に加え，高速交通網等の広域的な交通の結節点という交通・流通体系の優位性が十分に発揮できる環境整備が求められています。さらに，これらの社会基盤を最大限に活用し，県内外との広域的な連携・交流や産業振興等を推進する必要があります。

(3) 土地利用の基本方針

市土は、現在及び将来における市民のための限られた貴重な資源であるとともに、豊かな市民生活や生産等を通じた諸活動の共通の基盤でもあることから、市土の利用のあり方は、本市のまちづくりを進める上で極めて重要な課題であり、市民の日常生活や地域の発展と深い関わりを持っています。

本市では、平成 19 年 12 月に策定した大崎市総合計画の中で、「安全・安心」「活力・交流」「自立・協働」「改革・挑戦」を市政運営の理念とし、「宝の都(くに)・大崎~ずっとおおさき・いつかはおおさき~」を将来像として掲げ、その実現に向けた取り組みを積極的に進めています。

その中で、本市の土地利用にあたっては、公共の福祉を優先させながらも、先人から受け継いできた豊かな自然と地域の特性を彩る歴史や文化を適正に保全・活用するとともに、自然と都市との調和と共生を図りながら、生き生きと躍動するまちづくりを推進し、未来の子どもたちに自信と誇りを持って引き継いでいく必要があります。

そのためには、市民・団体・企業・行政がこれらのことを互いに認識するとともに、豊かな自然環境の維持・保全を図りつつ、地域の自然的、社会的、経済的、歴史的、文化的特性に十分配慮し、市民が安心して、健康で文化的な生活を営むことができる生活環境の確保と、市土の均衡ある発展を図ることを基本理念とし、本市を取り巻く情勢の変化に的確に対応した土地利用を総合的かつ計画的に行うため、以下の基本方針を定めます。

貴重な自然環境の保全と多面的機能の活用

本市には、原生林が植生する森林や豊饒の大地 大崎耕土、ラムサール条約湿地等、貴重で変化に富んだ特色ある自然が数多く残されており、これらの自然環境に包まれながら、歴史や文化が築かれてきました。本市の象徴であるこれらの貴重な自然環境については、良好な状態で次世代に引き継いでいくことを基本とし、自然の恵みを最大限に享受できるよう、維持・保全に努めます。

また、自然環境が持つ多面的機能が十分に発揮されるよう、適切な保全・管理に努めるとともに、産業振興や環境教育、グリーン・ツーリズム、エコツーリズムへの活用等、人と自然との共存意識を念頭においた活用を図ります。

宮城県北の中核都市としての機能充実と交流拠点の形成

高速交通網をはじめとした交通体系の優位性を背景とし、都市機能が集中している古川地域の市街地を本市の中心市街地と位置付け、大崎圏域に留まることなく、県北の中核都市としての役割を担うための都市機能の充実や質の高い社会・生活基盤の整備に努めるとともに、地域間や周辺都市との交流・連携の促進に向けた広域交流拠点としての機能充実に努めます。

また、各地域の市街地については、今後とも地域における経済活動や居住、地域コミュニティの核となる地域であることから、地域特性に応じた機能の充実を図るとともに、広

域交流拠点の補完的機能が十分に発揮されるよう環境整備に努めます。

快適で住みやすく，活力に満ちた暮らしを支える生活・居住環境の形成

人口減少社会が進展する中で，住み続けたい，暮らしてみたいと思えるまちを構築していくため，市民が快適に暮らすことができる生活・居住環境の整備や自然環境との調和に配慮した居住空間の形成に努めるとともに，地場産業の振興や企業誘致等を積極的に進めながら，活力に満ちた地域経済の形成と就業機会の拡大を図り，定住環境の向上に努めます。

また，安全・安心な市民生活を確保するため，治山・治水対策の推進や市土保全機能を有する森林や農用地の保全・管理に努めるとともに，市民の防災意識の向上や地域防災力の充実に努める等，市土の総合的な安全性の向上に努めます。

限りある市土の有効利用による持続可能なまちづくり

本市が将来にわたり持続可能なまちとして発展していくため，市土の利用にあたっては，自然的土地利用と都市的土地利用との調和と共生を基本とし，自然・都市・産業が共存するまちを目指します。また，本市が総合力を高めながら一体的に発展していくため，広域的な視点や長期的な展望を踏まえ，限られた市土の有効利用と質的向上を図ります。

そのためには，本市の貴重な自然環境や優良な農用地の維持・保全と多面的機能の高度な発揮に努めるとともに，住宅地や商・工業用地等の確保にあたっては，無秩序な開発を抑制し，低未利用地や遊休地の有効利用，自然環境との調和や環境への負荷の低減に配慮しながら慎重に進めます。

(4) 利用区分別土地利用の基本方向

農用地

農用地については、農産物の生産の場という本来の役割に加え、保水・遊水機能や美しい田園景観を形成する等、貴重な緑地空間として多面的機能を有しており、農業を基幹産業とする本市の土地形成上、重要な役割を担っています。食の安全に対する国民的な関心が高まる中、本市の農業が将来にわたり維持・発展し、「食材王国みやぎ」の一翼を担っていくため、その基盤である優良な農用地の確保と高度利用を図るとともに、大区画ほ場整備等の農業生産基盤の整備を推進します。

また、食料の長期的な需給動向を見据えた有効利用や環境への負荷の低減に配慮した環境保全型農業を推進するとともに、グリーン・ツーリズム、エコツーリズムや環境教育の場として活用する等、農用地の持つ多面的機能が高度に発揮されるよう十分に配慮します。

森 林

森林については、木材生産等の経済的機能に加え、地球温暖化の抑制や大気の浄化、市土保全機能、水源かん養、保健休養、貴重な動植物の生息・生育地、自然景観等の多面的機能を有しています。地球規模での環境問題への社会的関心が高まる中で、国立公園等の良好な環境を形成している森林については、これらの多面的機能を総合的に発揮できるよう、適正な維持・保全に努めます。

市街地や農村集落周辺の森林については、良好な生活環境と景観形成の上で重要な役割を果たしていることから、緑地空間として保全に努めます。

また、自然体験学習や環境教育、レクリエーション活動の場等、多様な社会的ニーズに配慮しながら、適正な活用を図ります。

水面・河川・水路

水面・河川・水路については、市土の安全性の確保と安定した水資源の確保・供給を図る上で重要な役割を担っています。東西に細長い地形的な特徴を持ち、水源から水資源を利用する広大な農用地や市街地を抱える本市においては、上流から下流までを一つの環境圏として捉え、治水や利水の機能が十分に発揮されるよう、施設整備を推進するとともに、健全な水循環系が確保できるよう適正な管理に努めます。

これらの整備にあたっては、シナイモツゴに代表される貴重な生物の多様な生息・生育環境の保全に配慮するとともに、うるおいのある水辺環境や市街地における水辺空間の形成と親水性の向上に努めます。

道 路

一般道路については、地域間や周辺都市との交流と連携を促進し、良好な市民生活や経済活動を支える施設として本市の土地形成における骨格をなしています。本市においては、県北の広域交流拠点としての機能を強化する観点から、国・県道の整備を促進するととも

に、市内における地域間の交流と連携，市民の日常生活や経済活動の利便性の向上，目的地への円滑な移動と密接な関わりを持つ市道の整備を計画的に推進し，体系的で効率的な道路網の整備を推進します。

また，市民が安全・安心で良好な日常生活を営む上で，道路の安全性と防災機能の向上を図るとともに，特に市街地においては，道路緑化やノーマライゼーションに配慮した整備等，景観との調和と快適性・機能性に配慮した人にやさしい道路環境の整備と維持管理に努めます。

農道や林道については，自然環境の保全と調和に十分配慮しながら，農林業の生産性の向上，農用地や森林の適正な管理を図るために必要な整備と維持管理に努めます。

宅 地

住宅地については，少子高齢化や核家族化の進行，市民のライフスタイルの変化や二地域居住等の新たな宅地需要に対応するため，都市と自然との調和と共生を基本としながら，地域特性に応じた居住水準と良好な生活環境の形成に向け，土地利用の高度化や低未利用地の有効利用等により秩序ある市街地形成に努め，防災機能も含めた生活関連機能の整備を計画的に進めながら，住み心地のよい快適な生活環境の確保に努めます。

工業用地については，市民所得の向上や就業機会の確保，就業者の定住化を促進するため，交通の要所という交通・流通体系の優位性を生かし，既存の工業団地や工場適地等への企業誘致を積極的に推進するとともに，県内に集積が進んでいる自動車関連産業や地場産業等の需要動向に対応しながら工業生産に必要な用地の確保を図ります。また，新たな立地に際しては，周辺環境や地域住民の生活環境との調和が図られるよう十分に配慮します。

その他の宅地（事務所・店舗等）については，多様化・複雑化する社会経済情勢や企業の需要動向等に対応しながら，市街地における商業の活性化を図るために必要な用地の確保と適正な配置を図ります。特に，中心市街地や各地域の市街地については，都市計画マスタープランにおいて，市全体の均衡ある発展と秩序ある都市形成を実現するために必要な規制誘導の検討を進めます。

その他

文教施設，公園緑地，環境衛生施設，厚生福祉施設，交通施設等の公用・公共用施設の用地については，市民生活上の重要性や市民ニーズの多様化，広域的な活用に配慮しながら，適正な配置と必要な用地の確保に努めます。また，施設の整備に際しては，環境の保全と調和を基本とし，安全性，利便性，快適性の向上に配慮します。

観光・レクリエーション用地については，需要動向を適確に把握し，地域振興等を総合的に勘案しながら，交流人口の増加につながる適正な整備を進めます。

埋蔵文化財や史跡等については，先人から受け継いだ貴重な財産であることを認識し，その保全と継承に努めます。

2 市土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標及び地域別の概要

(1) 市土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標

計画の目標年次は平成 28 年(2016 年)、基準年次は平成 18 年(2006 年)とします。

土地の利用に関する基礎的な前提となる人口と世帯数は、平成 28 年において、それぞれおよそ 140,000 人、52,000 世帯と想定します。

土地の利用区分は、農用地、森林及び宅地等の地目別区分及び市街地とします。

土地の利用区分ごとの規模の目標については、将来人口や各種計画等を前提とし、利用区分別に必要な土地面積を予測し、土地利用の実態との調整を行い定めるものとします。

土地の利用に関する基本構想に基づく平成 28 年までの利用区分ごとの規模の目標は、次表のとおりとします。なお、以下の数値については、今後の経済社会の不確定さ等を考慮し、弾力的に理解されるべき性格のものであります。

市土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標

(単位：ha, %)

利用区分	規 模 (ha)			構 成 比 (%)		
	平成 18 年	平成 28 年	増減	平成 18 年	平成 28 年	増減
農 用 地	19,481	19,163	318	24.4	24.1	0.3
農 地	19,170	18,868	302	24.0	23.7	0.3
採草放牧地	311	295	16	0.4	0.4	0.0
森 林	42,988	42,959	29	54.0	53.9	0.1
原 野	0	0	0	0.0	0.0	0.0
水面・河川・水路	4,299	4,341	42	5.4	5.5	0.1
水 面	606	606	0	0.8	0.8	0.0
河 川	2,700	2,701	1	3.4	3.4	0.0
水 路	993	1,034	41	1.2	1.3	0.1
道 路	2,941	3,037	96	3.7	3.8	0.1
一 般 道 路	1,695	1,737	42	2.1	2.2	0.1
農 道	1,086	1,131	45	1.4	1.4	0.0
林 道	160	169	9	0.2	0.2	0.0
宅 地	3,813	4,040	227	4.8	5.0	0.2
住 宅 地	2,544	2,614	70	3.2	3.3	0.1
工 業 用 地	247	288	41	0.3	0.3	0.0
そ の 他 の 宅 地	1,022	1,138	116	1.3	1.4	0.1
そ の 他	6,154	6,136	18	7.7	7.7	0.0
合 計	79,676	79,676	0	100.0	100.0	0.0
市 街 地	732	741	9	0.9	0.9	0.0

注) (1) 「その他の宅地」は事務所・店舗等。

(2) 表中の「市街地」は、国勢調査の定義による人口集中地区であり、基準年次(平成 18 年)における市街地面積は、国勢調査年次の平成 17 年実績値である人口集中地区の面積を採用。

(2) 地域別の概要

平成 28 年における市土の地域別の土地利用の概要は、次のとおりとします。

地域区分は、市土における自然的、社会的、経済的条件や土地利用形態等の特性を考慮し、次のとおり 2 つの地域区分とします。

区 分	地域の範囲
山間地域	鳴子温泉地域
田園地域	古川地域，松山地域，三本木地域，鹿島台地域，岩出山地域，田尻地域

山間地域

本地域は、本市の最西部に位置し、およそ 90% を森林が占め、優れた四季の景観と豊富で多彩な泉質を誇る温泉に恵まれた栗駒国定公園の代表的な温泉観光地です。その中で、鳴子温泉や鳴子峡等の豊富な自然資源を活かしながら、鳴子温泉駅を中心に市街地が形成されており、鳴子温泉郷やスキー場等の観光・レクリエーション施設が整備され、年間 200 万人を超える観光客が県内外から訪れる観光地・景勝地として本市観光の中核をなしています。

本地域の土地利用については、観光の基盤である自然環境や観光資源を市民や本市を訪れる方々の共有の財産として捉え、産業、経済、生活の源として将来にわたりその恩恵を享受できるよう、積極的に維持・保全に努めるとともに、自然環境や景観との共生を念頭に置いた土地利用を図ります。また、複雑で急峻な地形と気象的な要因から土地利用上の制約があることから、限られた市土の有効利用を推進します。

農用地については、優良な農用地の確保・保全と遊休農用地や耕作放棄地の発生防止に努めるとともに、鳴子の米プロジェクトによる「ゆきむすび」の栽培等、地域特性に応じた付加価値の高い農業の確立と農用地の有効利用を図ります。

森林については、観光業の重要な自然資源として、積極的に保全・管理に努めるとともに、治山施設の整備等、防災機能の強化を推進します。また、本地域の農用地や森林については、グリーン・ツーリズムの場としての活用や多様な主体による管理を促進しながら、交流を通じた地域の活性化と魅力ある地域の創造を推進します。

温泉街や別荘分譲地、高原リゾート地については、県内外から多数の観光客が訪れることから、国道等の整備を促進するとともに、観光・レクリエーション環境の充実や既存観光施設の機能充実等を通じて、自然と温泉を活用した産業振興を図ります。

市街地や農山村集落については、自然環境に配慮しながら地域特性に応じた生活環境の整備を推進し、定住環境の向上を図るための適正な土地利用を推進します。

田園地域

本地域は、江合川や鳴瀬川とその支流に沿って大崎耕土が中央に広がり、その背後に里山や森林が広がる地域であり、肥沃で広大な農用地を基盤として古くから水稻を中心とした農業が営まれてきました。また、高速交通網等の優れた交通体系の優位性を背景として、古川地域に中心市街地が形成され、国・県道等の主要幹線道路や鉄道等により各地域の市街地と結びつき、それぞれの地域が産業、経済、生活面で深い関わりを持っている地域です。

農用地については、本市の基幹産業である農業を支える重要な基盤であることから、今後とも「食材王国みやぎ」の中核を担えるよう、優良な農用地の確保に努めます。また、大区画ほ場整備事業等による農業生産基盤の整備を推進するとともに、遊休農用地や耕作放棄地の解消に努め、農用地の有効利用と生産性の向上を図ります。

森林については、多面的機能が十分に発揮されるよう適正な管理に努め、自然体験学習やレクリエーション活動の場等、多様な社会ニーズに配慮しながら、森林資源の保全と適正な活用を図ります。また、防災対策の観点から、急傾斜地等の治山施設の整備を促進し、市土の安全性の確保を図ります。

水面・河川・水路については、市民生活や経済活動に必要な水資源を確保するため、河川改修等の治水施設や水利施設の整備を促進するとともに、適切な維持管理を進め、水量と水質の確保に努めます。

道路については、市内の地域間だけでなく、県内外との交流・連携を強化するため、国・県道の整備を促進するとともに、環状道路や地域連携道路等の整備を推進します。

農村集落については、田園や里山の中に豊かな自然と人の営みが調和しながら集落が点在し、美しい景観を形成していることから、今後も本市の原風景として保全するとともに、下水道施設や生活道路等の生活環境の整備を推進し、快適な居住環境の形成に努めます。

また、定住の促進と就業機会の向上の観点から、企業の工業用地等の需要動向の把握に努め、既存の工業団地や工場適地はもとより、工業用地として利用可能な土地については、周辺環境や地域住民の生活環境との調和に配慮しながら、工業生産に必要な用地の確保に努めます。

さらに、本市において特徴的な土地利用を進めていく区域として、次のとおり3つのゾーニングを設定します。

区 分	ゾーニングの範囲
広域交流拠点ゾーン	古川地域の都市計画区域内の用途地域
地域生活拠点ゾーン	松山地域，三本木地域，鹿島台地域，岩出山地域，鳴子温泉地域，田尻地域の市街地
自然環境保全ゾーン	A 栗駒国定公園，一桧山・田代県自然環境保全地域 B 加護坊・籠岳山緑地環境保全地域 C 蕪栗沼及び周辺水田 D 化女沼

広域交流拠点ゾーン

本区域は、東北新幹線古川駅や東北縦貫自動車道古川IC、主要な国・県道や公共交通機関の結節点という交通の要所であり、これらの恵まれた交通体系を背景として、古川駅を中心に都市機能が集積している区域です。大崎圏域の中核的な役割を担うだけでなく、県北の商工業、行政、都市サービスの拠点としての役割を担うためにも、市内の地域間だけでなく、県内外の都市との結びつきを深めていく必要があることから、広域交流拠点としての機能整備を推進するとともに、各地域の市街地が有する都市機能との相互の補完関係を深めながら、本市の総合力の向上を図ります。また、市民の都市的な生活を支えるための生活関連施設や防災施設、良好な景観の形成等、安全で快適な居住環境の整備を推進するとともに、低未利用地や遊休地、空き店舗の有効利用等、適正な土地利用の誘導のもとに計画的・効率的な土地利用を推進します。

地域生活拠点ゾーン

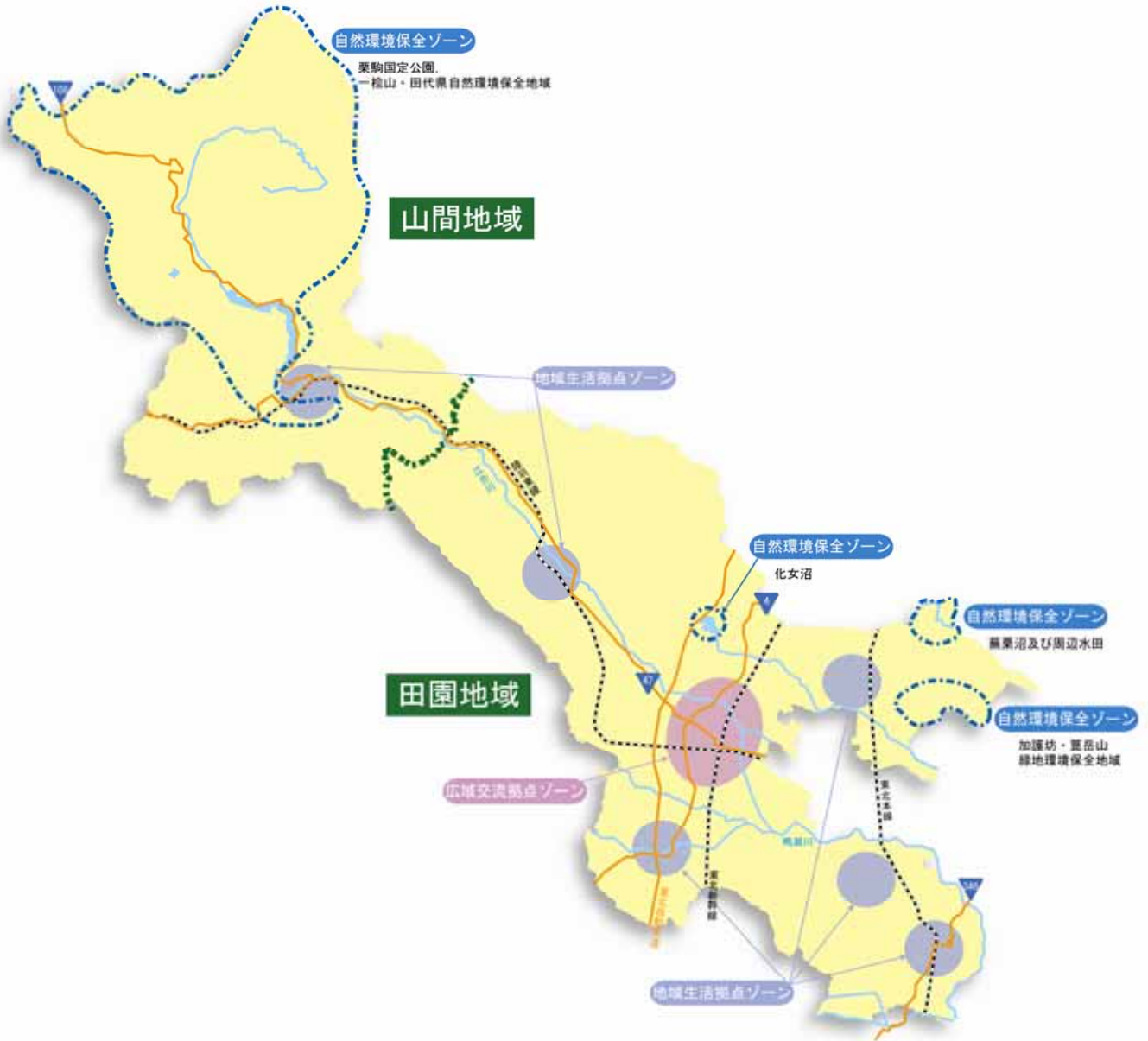
本区域は、各地域の駅や商店街を中心として日常生活に関わる諸機能が集中し、今後も各地域における経済活動や居住の拠点であるとともに、市民生活における地域コミュニティの核となる区域です。これらの区域は、さまざまな地域資源を活かしながら市街地が形成されており、街なみ景観への配慮、温泉や歴史・文化等の地域資源の活用、宅地分譲地の整備等、それぞれが特徴あるまちづくりを展開してきたことから、これまで各地域が培ってきた個性を維持・保全しながら、地域特性に応じた都市機能や生活関連施設の整備を推進するとともに、広域交流拠点の補完的機能が十分に発揮できるよう環境整備を図ります。

自然環境保全ゾーン

鳴子温泉郷や鳴子峡に代表される栗駒国定公園と一桧山・田代県自然環境保全地域、田尻地域の加護坊・籠岳山緑地環境保全地域、ラムサール条約に登録された田尻地域の蕪栗沼及び周辺水田や古川地域の化女沼は、本市の豊かな自然環境の象徴として、各種行為規制等を含め、将来にわたり自然や景観の維持・保全を図ります。

また、自然との共存意識の下、それぞれの資源が有する多面的機能が最大限に発揮されるよう、適正な管理に努めるとともに、産業振興や環境教育、グリーン・ツーリズム、エコツーリズム等への活用を図ります。

地域区分図



3 2に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要

2に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要は、次のとおりです。

(1) 公共の福祉の優先

土地利用については、公共の福祉を優先させながらも、その地域の自然的、社会的、経済的、歴史的、文化的特性に応じた適正な利用が図られるよう、各種の規制措置、誘導措置等を通じた総合的な取り組みを進めます。

(2) 国土利用計画法等の適切な運用

国土利用計画法やこれに関連する土地利用関連法の適切かつ一体的な運用と、本計画や都市計画マスタープラン、農業振興地域整備計画等の土地利用に関する各種個別計画の策定と必要に応じた見直しを行うことにより、土地利用の計画的な調整を行い、適正な土地利用の確保と地価の安定を図ります。

(3) 地域整備施策の推進

市土の均衡ある発展を図るため、山間地域や田園地域、市街地等が有する地域の個性や多様性を活かしながら、地域間の機能分担と交流・連携を促進し、地域の活性化と自立的な発展を図る等、地域の特性に応じた地域整備施策を推進し、都市と農山村における総合的環境の整備を図ります。

(4) 市土の保全と安全性の確保

市土の保全と安全性の確保のため、地形等の自然条件と土地利用配置との適合性や地震、台風、洪水、豪雪等の自然災害への対応に配慮しながら、適正な市土利用への誘導を図るとともに、危険箇所の整備等、市土保全施設の整備を推進します。

森林の持つ市土保全機能等の保全・向上を図るため、間伐等による森林の整備や地域植生に配慮した植林を推進するとともに、保安林の適切な管理や治山施設等の整備を推進し、森林の管理水準の向上を図ります。また、林業の担い手の育成や森林管理への市民・団体等の理解と参加を推進する等、森林管理のための基礎条件を整備します。

地域社会の安全性を高めるため、人口や産業、都市機能等が集積する市街地等においては、地域防災拠点の整備、公園・緑地によるオープンスペースや適正な避難所・避難路の確保等により、災害に配慮した土地利用を推進します。また、ハザードマップによる市民への危険地域の周知や地域防災活動の推進により、災害発生時の減災に努めます。

(5) 環境の保全と美しい市土の形成

地球温暖化等に代表される深刻な環境問題に直面する中で、良好な大気環境の保全や

バイオマス等の新エネルギーの導入，市街地における緑地・水面の効果的な配置，公共交通機関の利用促進や円滑な交通体系の構築等，環境への負荷の低減に配慮した都市構造や経済社会システムの形成に向けた土地利用を推進します。また，二酸化炭素の吸収源となる森林や市街地等における緑の適切な保全・整備を図ります。

循環型社会の形成に向け，廃棄物の発生抑制（リデュース），再使用（リユース），再生利用（リサイクル）の３Ｒを推進するとともに，廃棄物の不法投棄や不適正処理を防止するため，市民意識の高揚を図ります。

生活環境の保全を図るため，住居系・商業系・工業系等の用途区分に応じた適正な土地利用への誘導を推進します。

農用地や森林の適切な保全・管理，水辺地等の保全による河川や湖沼の自然浄化能力の維持・回復，生活排水や工場・事業所等の排水による汚濁負荷の削減対策等を通じ，水環境への負荷を低減し，良好な水質の保全と健全な水循環系の確保を図ります。また，土壤汚染の防止と汚染土壌による被害の防止に努めます。

高い価値を有する原生的な自然や野生生物の生息・生育，自然景観，希少性等から特に優れている自然については，行為規制等により厳正な保全を図ります。

歴史的・文化的風土の保存や文化財の保護等を図るため，開発行為等の規制を行います。また，地域特性を踏まえた取り組みを通じて，美しく良好な街なみ景観や水辺景観，里山や田園風景と調和した農山村の魅力的な景観の維持・形成を図ります。

（６）土地利用の転換の適正化と土地の有効利用の促進

土地利用の転換を図る場合には，その転換の不可逆性や影響の大きさに十分留意した上で，人口や産業の動向，周辺の土地利用の状況，社会資本の整備状況，その他の自然的・社会的条件を勘案して適正に行うこととします。また，低未利用地の有効利用を通じて，自然的土地利用の転換の抑制に努めます。

大規模な土地利用の転換については，周辺地域を含めて事前に十分な調査を行い，市土の保全と安全性の確保，環境の保全等に配慮しながら，適正な土地利用の転換を図ります。また，地域住民の意向等，地域の実情を踏まえた適切な対応に努めるとともに，総合計画や各種土地利用計画，公共用施設整備計画等との整合を図りながら，慎重に進めます。特に大規模な土地利用の転換にあたっては，良好な環境を確保する観点から，事業の実施段階における環境影響評価を実施する等，適正な環境への配慮を促進し，土地利用の適正化を図ります。

農用地と宅地等の混在化が進行する地域において土地利用の転換を行う場合には、都市計画制度や農業振興地域整備計画制度等の適正な運用等により、無秩序な開発を抑制し、農用地、宅地等相互の土地利用の調和と共生を図るとともに、地域の実情に応じた総合的かつ計画的な土地利用の実現を図ります。

農用地

農用地については、基幹産業である農業の基盤として優良な農用地を確保するとともに、認定農業者や集落営農組織等、多様な担い手への利用集積や大区画ほ場整備事業等の農業生産基盤整備を計画的に推進し、遊休農用地や耕作放棄地の解消、食料の需給動向に応じた土地利用型農業や環境への負荷の低減に配慮した環境保全型農業の展開等を通じ、農用地の有効利用を図ります。

また、利用転換を行う場合には、食料生産の確保、農業経営の安定、地域農業や景観・自然環境等に及ぼす影響に留意し、農用地以外の土地利用との計画的な調整を図りながら、無秩序な転用を抑制し、優良農用地が確保されるよう十分配慮します。

森林

森林については、多面的機能が高度に発揮されるよう、適切な保全・管理に努めるとともに、多様な社会的ニーズに対応できる森林については、環境教育や自然体験、保健休養、レクリエーション活動の場、観光資源としての活用等、総合的な利用を推進します。

また、利用転換を行う場合には、森林の保全や林業経営の安定に留意しつつ、災害の発生や環境の悪化等を抑制する森林の持つ多面的機能の低下の防止に十分配慮し、周辺の土地利用との調整を図ります。

水面・河川・水路

水面・河川・水路については、治水や利水の機能が発揮されるよう、河川改修等の施設整備を推進するとともに、生物の多様な生息・生育環境としての機能の発揮のために必要な水量・水質の確保を図ります。また、地域の景観と一体となった水辺空間や水と人とのふれあいの場の形成を図ります。特に、ラムサール条約に登録された無栗沼^{かぶくりぬま}及び周辺水田や化女沼^{けしよぬま}においては、適正な管理の下で自然環境の保全に努めるとともに、産業・観光・環境教育等を包括したワイズユース（湿地の賢明な利用）を推進します。

道路

県北の交流拠点としての機能強化、市民の日常生活や経済活動の利便性の向上を図るため、体系的で効率的な道路網の整備を推進します。また、自然環境の保全に十分配慮した計画的な整備を推進するとともに、適切な維持管理に努め、良好な道路景観の形成と道路空間の有効利用を図ります。

宅 地

住宅地については、少子高齢化や市民のライフスタイルの変化等に応じた安全で快適な居住環境の整備を推進するとともに、長期的な需要動向に応じた適正規模の住宅地の供給を促進します。また、既存ストックや低未利用地の有効活用、中心市街地や市街地における街なか居住の推進、耐震改修による住宅の長寿命化等を通じ、適正な管理や持続的な利用を図るとともに、安全性の向上とゆとりある快適な居住環境の確保に配慮しながら、住宅地の高度利用に努めます。

工業用地については、県内外における企業の立地動向等を踏まえ、企業誘致を積極的に促進し、必要な用地の確保に努めます。また、既存の未分譲工業団地への企業立地を推進するとともに、新たな工業用地の開発に際しては、地域社会や自然環境との調和、公害の防止等に十分配慮します。

その他

文教施設、公園緑地、環境衛生施設、厚生福祉施設、交通施設等の公用・公共用施設については、市民生活上の重要性や市民ニーズの多様化、広域的な活用に配慮しながら、適正な配置と有効利用を図ります。また、観光・レクリエーション用地については、地域振興等を総合的に勘案しながら、交流人口の増加につながる適正な環境整備と有効利用を図ります。

(7) 多様な主体の市土管理への参加

土地所有者等による適切な管理や行政による公的役割に加え、市民・団体・企業等、多様な主体がさまざまな方法で市土の管理に参加することにより、市土の管理水準が向上するだけでなく、地域における交流の促進や土地所有者の管理に対する関心の喚起等、適切な土地利用への効果が期待されることから、多様な主体が市土の適切な管理に参加する取り組みを推進します。

(8) 市土に関する調査の推進と成果の普及啓発

市土の科学的・総合的な把握を一層充実するため、市土に関する基礎的な調査を行うとともに、その総合的な利用を図ります。また、市民の市土に対する理解を促進し、計画の総合性や実効性を高めるため、調査結果の普及・啓発に努めます。

(9) 指標の活用

適切な市土の利用と持続的な市土管理に資するため、計画の推進等にあたっては、各種指標の活用を図ります。